



今年度1回目の一部繰上償還の申込みは6月18日(金)必着です!

経理貸付係
(082)513-4955

今年度1回目の一部繰上償還の申込みの受付を次のとおり行います。希望される方は、下記注意事項を御確認の上、「一部繰上償還申出書」及び「最新の給料明細書等の写し」を6月18日(金)までに広島支部経理貸付係に御提出ください。

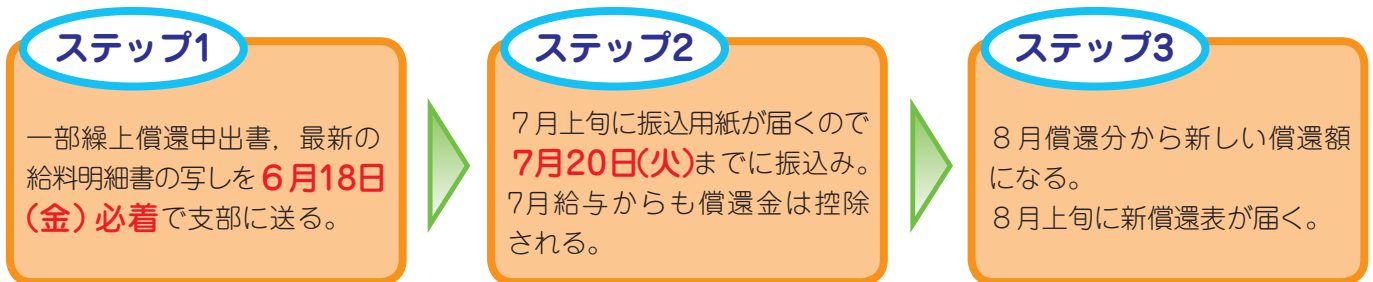
一部繰上償還のシミュレーションは当共済組合のホームページ

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/shikin/shisan/kuriage/kuriage1.php> を参照してください。

試算を利用するときは、「繰上償還希望月」を「7月」に設定してください。

なお、2回目の申出書の提出締切日は令和3年12月13日(月)となります。

一部繰上償還までのお手続き



ステップ1

一部繰上償還申出書、最新の給料明細書の写しを**6月18日(金)必着**で支部に送る。

ステップ2

7月上旬に振込用紙が届くので**7月20日(火)**までに振込み。7月給与からも償還金は控除される。

ステップ3

8月償還分から新しい償還額になる。8月上旬に新償還表が届く。



注意事項 (手続きを行う前に確認してください。)

- 一部繰上償還後の償還回数は、**未償還回数**の範囲内で借受人が希望する償還回数となります。
- 毎月償還のみの場合は、一部繰上できる金額は10万円以上で1円単位です。
- ボーナス償還併用の場合は、一部繰上できる金額は20万円以上で1円単位とし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に係る未償還元利金相当額に充当する必要があります。
- 償還猶予金の残額があるときは、繰上償還額に償還猶予金の残額を加えて償還してください。
- 住宅貸付け等で、住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、繰上償還により償還期間が10年未満(償還回数が120回未満)になると、特別控除の対象から外れますので御注意ください。

全額繰上償還は毎月受け付けています。



貸付金の全額繰上償還は毎月20日必着(※12月は13日必着)で受け付けています(締切日が休日の場合はその前日が締切日となります)。ただし、ボーナス償還併用の場合は、11月償還分(10月20日(水)締切)は申込みできませんので御注意ください。

貸付関係スケジュール

貸付けの申込み締切日	毎月20日必着(休日の場合はその翌日)
貸付金の送金日	申込み締切日の翌月22日(金融機関の休業日の場合はその翌日)
全額繰上償還の申出	毎月20日必着(休日の場合はその前日。12月は13日必着)
一部繰上償還の申出	【令和3年度】6月18日(金)必着, 12月13日(月)必着